

平成29年(厚)第5999号(以下「甲事件」という。)

平成29年(厚)第6009号(以下「乙事件」という。)

平成30年10月31日判決

## 主文

後記「事実」欄第2の2(4)記載の原処分をいずれも取り消す。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

1 甲事件及び乙事件の再審査請求人(以下「請求人」という。)の甲事件に係る再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

2 請求人の乙事件に係る再審査請求の趣旨は、後記第2の2(1)記載の本件未支給保険給付等の支給を求めることである。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の概要

本件は、請求人が、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(以下、併せて「老齢給付」という。)の受給権者であった亡D(以下「D」という。)が死亡したので、その内縁の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求するとともに、後記2(1)記載の本件未支給保険給付等の支給を請求したところ、厚生労働大臣が、請求人に対し、後記2(4)記載の原処分をしたことから、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

#### 2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、老齢給付の受給権者であったDが平成○年○月○日に死亡したので、同月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、Dの内縁の妻であるとして、

遺族厚生年金の裁定を請求するとともに、Dに支給すべき老齢給付に係る保険給付及び年金給付で未支給のもの(以下「本件未支給保険給付等」という。)の支給を請求した。

(2) 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、「E様が遺族厚生年金を受け取るには、D様と生計維持関係があり、社会的に夫婦と認められていること、さらにD様に戸籍上の妻がいるため、その戸籍上の妻とD様との婚姻関係が形骸化している場合になります。D様と戸籍上の妻との婚姻関係が形骸化しているとは認められません。」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「本件遺厚不支給処分」という。)をした。

(3) 請求人は、本件遺厚不支給処分を不服として、平成○年○月○日(受付)、審査官に対して審査請求をした。

(4) 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、「あなたから請求のありました、下記の受給権者(注：Dを指す。)の死亡に係る国民年金未支給年金・厚生年金保険未支給保険給付については、受給権者の死亡当時、受給権者と戸籍上の配偶者の婚姻関係が形骸化していたとは認められないため、支給されませんので通知します。」として、本件未支給保険給付等を支給しない旨の処分(以下「本件未支給保険給付等不支給処分」といい、本件遺厚不支給処分と併せて「原処分」という。)をした。

(5) 請求人は、本件未支給保険給付等不支給処分を不服として、平成○年○月○日(受付)、審査官に対して審査請求をした。

(6) 審査官が、上記(3)及び(5)記載のいずれの審査請求についても、平成○年○月○日付けで、棄却の決定をしたことから、請求人は、原処分のいずれについても不服として、同月○日(受付)、当審査会に対し、再審査請求をした。

(7) 当審査会は、本件未支給保険給付等

不支給処分に係る乙事件を、本件遺厚不支給処分に係る甲事件に併合して審理することとした。

### 第3 当事者等の主張の要旨 (略)

#### 理由

##### 第1 問題点

1 老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。）が死亡した場合は、死亡した者（以下「適格死亡者」という。）の配偶者であって、適格死亡者の死亡当時、適格死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給される。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（いわゆる内縁関係にある者）を含むが、戸籍上届出のある婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係（以下「重婚的内縁関係」という。）にある場合については、婚姻の成立が戸籍上の届出により法律上の効力を生ずることとされていることから、この届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であって、重婚的内縁関係にある者と内縁関係にある者は、戸籍上届出のある婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、遺族厚生年金を受給することができる配偶者に当たるものとして認定するとされ、また、適格死亡者によって生計を維持した者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得（以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。）を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている（厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）第3条第2項、第58条第1項第4号（平成24年法律第62号による改正前のもの）及び第59条、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労

働省年金局長通知。以下「本件通知」という。))。

2 老齢給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した受給権者に支給すべき老齢給付に係る保険給付及び年金給付でまだその者に支給しなかったもの（以下「未支給保険給付等」という。）があるときは、その受給権者の配偶者であって、その受給権者の死亡当時、死亡者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給保険給付等の支給を請求することができることとされている。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、内縁関係にあった者を含むが、戸籍上届出のある婚姻関係にある者が重婚的内縁関係にある者については、重婚的内縁関係にある者と内縁関係にある者は、上記1と同様、戸籍上届出のある婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、未支給保険給付等を請求することができる配偶者に当たるものとして認定するとされている（厚年法第3条第2項及び第37条第1項、国民年金法第5条第7項及び第19条第1項並びに本件通知）。

3 本件の場合、Dの死亡当時において、Dが、適格死亡者であり、利害関係人と戸籍上婚姻の届出をした夫婦であったこと、及び、請求人が基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、後記第2の1(1)ないし(3)及び(5)の認定事実から明らかであり、これらの点についての当事者間の争いはないものと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の2(2)及び(4)記載の理由により、遺族厚生年金及び本件未支給保険給付等をいずれも支給しない旨の処分がされたことを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件における具体的事実関係に照らして、Dの死亡当時において、まず、Dと利害関係人との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたと認めることができなどうかであり、それを認めることができるときは、次に、

請求人がDと生計を同じくした事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めることができないかどうか、ということである。

## 第2 事実の認定及び判断

1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。

- (1) F区長がそれぞれ証明するDを筆頭者とする改製原戸籍（平成〇年〇月〇日消除。平成〇年〇月〇日付け。）及び戸籍の全部事項証明書（改製日平成〇年〇月〇日。平成〇年〇月〇日付け）によれば、Dは、昭和〇年〇月〇日に出生し、昭和〇年〇月〇日に利害関係人（昭和〇年〇月〇日生）と婚姻して、長女G（昭和〇年〇月〇日生）及び長男H（昭和〇年〇月〇日生）をもうけ、Dが平成〇年〇月〇日に死亡するまで、利害関係人との婚姻関係を継続しているが、Dの死亡届は、同居人として請求人が提出している。そして、同市I区長が証明する請求人を筆頭者とする戸籍の全部事項証明書（平成〇年〇月〇日付け）によれば、請求人は、昭和〇年〇月〇日に出生し、Dとの間にH（昭和〇年〇月〇日生。平成〇年〇月〇日にDが認知。）をもうけているが、婚姻の記録は記載されていない。
- (2) Dは、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分、〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇に所在のa病院において、脳梗塞を原因とする誤嚥性肺炎により死亡した。
- (3) Dは、65歳に達した平成〇年〇月〇日を受給権発生年月日とする老齢給付の裁定を受け、老齢給付の受給権を同人の死亡により同受給権が失権するまで有していた。また、Dが受給していた老齢厚生年金の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数は〇月であった。
- (4) I区長が証明する請求人を世帯主とする世帯全員の住民票（平成〇年〇月〇日付け）によれば、請求人は、昭和〇年〇月〇日に同市〇〇区〇〇町〇-〇から同市〇〇区〇〇〇-〇（〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇）（以下「b宅」という。）に転入し、その後、Dの死亡の時まで、住所の変更はなく、b宅において請求人のみを世帯員とする世帯の世帯主となっている。また、同区長が証明するDに係る住民票（除票）（平成〇年〇月〇日付け）によれば、Dは、平成〇年〇月〇日に同市〇〇区〇〇〇-〇（以下「c宅」という。）からb宅に転入し、死亡の時まで住所の変更はなく、続柄を同居人として、請求人を世帯主とする世帯の世帯員となっている。そして、同市C区長がそれぞれ証明する、Dを筆頭者とする戸籍の附票（改製日平成〇年〇月〇日。平成〇年〇月〇日付け）及びHを世帯主とする世帯全員の住民票（平成〇年〇月〇日付け）によれば、利害関係人は、昭和〇年〇月〇日に同市〇〇区〇〇町〇-〇からc宅に転入した後、Dの死亡の時まで住所の変更はなく、Hの妻及び子3名と共にHを世帯主とする世帯の世帯員となっている。

- (5) J税事務所長が証明する、請求人に係る市民税・県民税証明書（平成〇年〇月〇日付け）によれば、請求人に係る平成〇年分の総所得金額は〇円である。
- (6) 請求人が作成した、事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書（平成〇年〇月〇日付け。以下「本件申立書A」という。）、生計同一関係に関する申立書（同月〇日付け。以下「本件申立書B」という。）及び本件申立書Bに係る追記とする書面（同日付け。以下「本件申立書C」という。）があり、その主な内容を記載すると、それぞれ次のとおりである。  
ア 本件申立書A  
事実婚関係の開始日（注：記載なし）別世帯になっている理由：①別居の戸籍上の配偶者がおり、その間に二人の子供が有り離婚していなかった為。②D家の長男であり、別居していた両親を抱えていた為。

③私くし自身、結婚している友人の「夫の良いところは私に無関心な事、でも法律上、私は守られているから」と言う言葉に何か矛盾を感じ敢えて結婚という形に執着は、持たなかった為。

同居についての申立（注：記載なし）  
経済的援助についての申立（注：記載なし）

定期的な音信・訪問についての申立（注：記載なし）

イ 本件申立書B

DとEは昭和〇年〇月から〇〇区〇〇に住んでおり、その後 昭和〇年〇月〇日に息子・Kが生まれ 町内では家族として暮らしてまいりました。高齢になり 体調を崩すことも多くなり 私くしの知らない時に知人に意味の解からない妄想の様な電話を何度もしていた様です。それを心配して その方が（私達を知っている）〇〇区〇〇の（本籍）家に電話をして下さり 〇〇区〇〇（現住所）の住まいを教え、平成〇年〇月〇日夜、長男・Hが突然訪ねて見え、その時、Dは小刃を持ち（私は気付いてなく）用心して ドアを開け すぐには息子と理解出来ず驚いて一瞬 身構えてから 私を呼び「Hだ・・・」と言い中に入ってもらいました。〇〇区〇〇に帰る様言われましたが Dは行く意志の無い事を告げ、帰ってもらいました。

平成〇年〇月〇日～〇月〇日 d病院に恐怖症（家の中に誰か来る・・・一人で居れない）で入院し、外泊許可など住民票が別では何かと不自由になり Dの住民票を〇〇区〇〇の現住所に平成〇年〇月〇日に移しました。

Dに連絡があり 平成〇年〇月〇日午後〇時半（Hの配偶者が〇〇区〇〇駅に迎えに来て）〇〇区〇〇の家で 相手の申し出により生前相続をする為 実印を持って出掛けまし

た。その帰る時、Dの両親の遺影を玄関先に放り出され、持って帰って来ました。現在 〇〇区の家には有ります。

平成〇年〇月〇日午後〇時半過ぎHから酔って電話があり 住民票を戻すこと。貯金通帳をDへ持ってくる。年金が入ったらD母分以外を渡す。と言って来ました。私くしは、住民票は現実に居住している場所、町内会長からも言われていましたが 災害時には身元不明の恐れ有り。預金通帳は名義人が所持するもの。年金は生計を支える為のお金。生活、身の廻りのすべてが含まれる。その様な返答をすると、酔っているせいか 私くしに対して乱暴な口調なので Dの体調、精神面の安定を心配している、と言うと、「今は、そんな事どうでも良い！！」と言われました。

平成〇年〇月〇日 突然 宅急便で 〇〇区〇〇に仏壇を送って来ました。先祖のものすべて埃だらけでした。その後、音信不通です。

Dの母Lは、配偶者を亡くしてからは、老人ホームに入り 時々、Kを連れ三人で訪ねると 自分は食わずに取っておいてくれたと解かるお菓子を嬉しそうにKに出してくれました。添付した写真は〇〇の温泉へ旅行した時です。Lは、自分の姉の嫁ぎ先（〇〇分教会、〇〇区〇〇町〇-〇）にて葬儀を行ない その後もD家のお墓には入っていません。Dの名で 〇〇区〇〇に届くので管理料を納めています。D家の〇〇霊園も納めています。添付した写真のD・E・M（友人）N（弟）は、一緒によくゴルフをしたり長年親しくさせて頂きましたが 双方、高齢になり Nさんも現在、認知症で連絡は取れません（奥様も亡くされています）

平成〇年〇月〇日 Dの長女・G

から初めて電話があり、「Dは元気ですよ」と答えると「よろしく願いします。」と言ってくれました。この春 息子・Kの婚約者、Oと御両親六人で会食もし、お見舞いもして頂き、通夜、葬儀にも参列して頂き、Dは、私くしに家族が増えた事とても喜んでいました。Dの死によって 私くしは、多くの人の思いやりを受け Dから一番大きな財産を与えてもらったと感謝しています。

∴私くしの日記から抜粋しての記録です。

ウ 本件申立書C

平成〇年〇月〇日～〇月〇日 救急車でa病院に入院。脳塞栓症により認知症<要介護2> それ以来、ひとりでは、食事など身の廻りの事が出来ないのので 私くしの仕事中は、平日朝9時頃から夕方5時半頃まで社会福祉法人eの居宅ディーサービスのお世話になっていました。

- (7) 請求人が事実婚関係及び生計維持関係を示す資料として提出した主なものとして、次の各資料（いずれも写し）が存在する。

ア f社が作成したDの葬儀に係る御葬儀見積書（作成日付判読不能）及び御請求書（平成〇年〇月〇日付け）並びに同社が請求人宛てに発行した領収証（同日付け）

Dの葬儀は、喪主を請求人として、平成〇年〇月〇日に執り行われ、請求人が、同日に、その葬儀代として〇〇万〇〇〇〇円をf社に支払ったことが認められる。

イ I区長が交付したDに係る死体火（埋）葬許可証（平成〇年〇月〇日付け）

Dの火葬について、請求人が、死亡者との続柄を「同居者」として〇〇霊園斎場管理事務所における火葬場の使用許可を申請し、それに対し、I区長が許可した旨等が記載されている。

ウ 居宅介護支援事業者である社会福祉法人e（以下「社会福祉法人e」という。）が作成したDに係る「サービス利用票（兼居宅サービス計画）」と題する書面6通（平成〇年〇月分（作成年月日同月〇日）、同年〇月分（作成年月日同年〇月〇日）、平成〇年〇月分（作成年月日同年〇月〇日）、平成〇年〇月分（作成年月日同年〇月〇日）、平成〇年〇月分（作成年月日同年〇月〇日）及び同年〇月分（作成年月日同年〇月〇日））

いずれも要介護状態区分は「要介護2」とされ、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの5日間、同年〇月〇日から同月〇日までのうち23日間、平成〇年〇月〇日から同月〇日までのうち23日間、平成〇年〇月〇日から同月〇日までのうち22日間、平成〇年〇月〇日から同月〇日までのうち22日間及び同年〇月〇日から同月〇日までのうち22日間について、サービス内容として、午前9時30分から午後4時40分までの「通所介護Ⅱ32（注：平成〇年〇月分のみ「通所介護Ⅰ32」と記載されている。）」等のサービスを利用する計画である旨、その他に週にはほぼ1回の頻度で、サービス内容として、午前9時30分から午後4時40分までの「通所介護個別機能訓練加算Ⅱ」のサービスを利用する計画である旨等が記載されている。

エ 社会福祉法人eが作成したDに係る「居宅サービス計画書(1)」と題する書面（作成年月日平成〇年〇月〇日。以下「本件サービス計画書」という。）

「継続」及び「認定済」に〇印が付され、Dの住所がb宅である旨が記載され、初回居宅サービス計画作成日として「平成〇年〇月〇日」、要介護状態区分として「要介護2」、利用者及び家族の生活に対する意向として「本人：妻に迷惑をかけたくない。

家で楽しく過ごしたい。デイサービスは笑って過ごせて気に入っている、皆良い人でよくしてもらっている。妻：認知症が進まないようにしたい。家では些細なことで混乱して出来ないと言うので、だんだん助けなくてはいけないが増えて疲れる。怒ることもある。お互いに（大切にしている）気持ちはわかりあっていると思う。お父さんは何でも出来て凄いい、役に立ちたいと思っていて（家の用事を）手伝ってもらおうと凄く嬉しそう顔をします。」、総合的な援助の方針として「脳梗塞後遺症で物忘れや、思い違い（言葉と物が結びつかない）があります。退院後ご本人様が安全に過ごせること、心身生活性が出来るよう支援いたします。認知症への対応や生活についても相談を受け一緒に考えていけるようにいたします。ご夫婦でご自宅での生活が続けられるよう支援いたします。」等が記載されている。そして、居宅サービス計画について説明を受け、その内容に同意した上で、計画書の交付を受けたとして、説明・同意日を「〇年〇月〇日」として、請求人が署名・捺印している。

オ a 病院長宛でのDに係る胃管留置説明同意書（〇〇〇〇年（平成〇年）〇月〇日付け）及び身体抑制（行動制限も含む）に関する説明同意書（同日付け）

説明時の付帯状況中の患者さんの状況として、胃管留置説明同意書は「患者本人（注：Dを指す。）が説明を理解したが、署名が困難なため、口頭で同意の有無を確認した。」、身体抑制（行動制限も含む）に関する説明同意書は「患者本人の意志決定が困難であり、署名ができない。」と記載され、いずれも、患者家族欄に、続柄を「妻」として請求人が署名している。

カ a 病院長宛でのDに係る剖検説明

同意書（病棟用）（〇〇〇〇年〇月〇日付け）

故人（注：Dを指す。）との続柄を「妻」として請求人が署名している。  
キ a 病院が作成したDに係る入院診療計画書（説明年月日〇〇〇〇（平成〇年）年〇月〇日）及び退院療養計画書（説明年月日同月〇日）

入院診療計画書には、Dが、脳血栓症及び脳塞栓症により、a 病院に入院するに当たり、請求人及びKが同席して、担当医師から平成〇年〇月〇日に入院療養計画の説明を受けたこと、退院療養計画書には、同年〇月〇日にリハビリテーションの目的でg 病院へ転院し、同日以降、同病院においてリハビリテーションを継続する旨の退院療養計画が、請求人が同席して、担当医師から同年〇月〇日に説明を受けたことが、それぞれ記載され、退院療養計画書には、その他として「病状などに合わせて、介護保険などの申請をおこなってください。」と記載されている。そして、いずれの計画書にも同席者欄に続柄を「同居人」として請求人が署名している。

ク 〇〇市が交付したDに係る介護保険被保険者証4通（交付年月日平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日）

平成〇年〇月〇日付けで、要介護状態区分等を「要介護2」、認定の有効期間を「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」として認定され、平成〇年〇月〇日付けで、要介護状態区分等を「要介護1」、認定の有効期間を「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」として認定され、平成〇年〇月〇日付けで、要介護状態区分等を「要介護2」、認定の有効期間を「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」として認定され、平成〇年〇月〇日付けで要介護状態区分等を「要介護2」、認定の有効期間を「平

成○年○月○日～平成○年○月○日」として認定されていることが認められる。また、いずれの介護保険被保険者証についても、Dの住所はb宅である旨が記載され、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称として「社会福祉法人e 届出年月日平成○年○月○日」と記載されている。

- (8) 利害関係人が平成○年○月○日付けで作成した○○広域事務センター（用紙上は「○○事務センター長」と記載されている。）に対する回答書に対し、同広域事務センターからの同月○日付けの「D様についての回答書提出のお願い（再送付）」に基づき、利害関係人が追記・訂正したもの（以下「利害回答書」という。）が存在し、主な内容を記載すると、次のとおりである。

Dさんと別居されていたようですが、いつ頃からですか。：平成○年頃からです 家に帰らない時がありました。年一回以上音信、訪問等ありましたか。：あった

時間とその回数（いつから、いつまで）：車にのっているうちは週に数回家に帰ってきました。2年くらいまでと思います。平成○年○月○日頃から午後半日、週4日訪問 平成○年○月○日頃まで。

音信、訪問の方法は次のどれによるものですか。：訪問、電話  
音信、訪問は誰あてにありましたか、またどのような用件でしたか。：私を週に1回はかならず平成○年○月○日頃から○年○月○日頃まで温泉プールに続けてつれていってもらいました。孫の習い事も送るためです。

Dさんから年一回程度以上送金、仕送り等がありましたか。：あった  
時期とその回数および金額：毎週帰っている時は月に1回○万円で

その後は年に1回○万円です。平成○年○月○日頃から平成○年○月○日頃まで月に○万円渡してもらっていました。月に○万円はいただいていた。以前からの継続です。

送金等の方法は次のどれによるものですか。：手渡し

送金等の理由は次のどれによるものですか。：生活費の援助

あなたはDさんと離婚する意思がありますか。：ない

あなたはDさんと別居生活の解消を話し合い、努力をおこないましたか。：おこなった

時間とその回数：毎週のようにうちで生活するようになんども話しました。

その他、ご意見等がありましたらお知らせ下さい。：主人が家に帰らない時は仕事だと理解していました。居場所も教えてもらえず（注：「教えてもらえず」は誤記と認める。）知りませんでした 住民票の変更もまったく知りませんでした。もっていたお金を少しずつ使っていました。どうか私が遺族年金ももらえますように何卒よろしくお願ひいたします。

- (9) 利害関係人が作成した、生計同一関係に関する申立書（平成○月○日○日付け。以下「利害申立書」という。）及び審査官に宛てた書面2通（甲事件に係る同年○月○日付けのもの、以下「利害書面A」といい、乙事件に係る同年○月○日付けのもの、以下「利害書面B」という。）があり、その主な内容を記載すると、それぞれ次のとおりである。

ア 利害申立書

同居についての申立（別居していたこと）の理由：他に女性がいきました。以前から家に帰らない時がありました。仕事だと理解しており、女性のことは全く知りません

でした。H〇年頃知りましたが(注：別紙3によると、「H〇年頃」は誤記と認められ、正しくは「H〇年頃」であると解される。)、知らない間に住民票の変更と、子供の認知をされていました。

#### 経済的援助についての申立

Dから利害関係人に対する経済的援助の有無：あり

経済的援助の回数：月約1回程度  
経済的援助の内容：H〇年〇月頃まで月に〇万円程度、生活費として、ずっと、手渡しでもらっていました。その後は年に1回〇万円程度です。

#### 定期的な音信・訪問についての申立

音信の手段：電話

訪問回数：週約4回程度

音信・訪問の内容：平成〇年〇月から〇年〇月までは夫婦で温泉プールに週1回通っていました。それも含め、平成〇年頃(〇月頃)からは午後週4日程、訪問がありました。平成〇年〇月頃まで。訪問時以外の連絡は電話でもらっていました。平成〇年までは週2回、孫の体操教室へも送っていました。亡くなる2年前からは施設で会ったり電話で話したりしていました。

#### イ 利害書面A

この度は、お世話になります。お仏壇遺影一式につきまして、主人の体調が悪くなった時に、側にお仏壇を置いておきたいと言われ、春、暖かくなったら送ると約束しましたので送りました。数年前に相手の方の存在を、知人から聞くまで何も知らず、主人を信じておりました。存在を知ってから、主人は、私には、戸籍は汚さない、認知はしない、住民票も変えないと言っていましたので、その言葉を信じておりました。生活につきましては、〇〇年前は、長女は〇〇歳で学生、長男も学生で、

主人は毎日のように長女を学校に送っておりましたし、その後も家族でゴルフをしたりなど普通の生活を送っていました。長男が〇〇歳、長女が〇〇歳で結婚しましたが、結婚式等には父親として普通に出席しております。孫ができてからは、ひげじいちゃんと呼ばれ、遠い保育園通いの長女の子供を迎えに行ったり、長男の子供の体操教室に毎日のように送ったりしていました。お金につきましては、昔からずっと、主人から手渡しでいただいていたので、それは、何も疑うことなく、そういうものだと思います、過ごしておりました。書き出すと限がありませんが、本件に関しましては、私達も以上のような形で、家族の生活を送ってきたことをお伝えいたします。よろしくお伝えいたします。

#### ウ 利害書面B

お世話になっております。お伝えしたいことがございますのでご連絡させていただきます。娘の子供は男の子で来年就職ですが、小5～高2までバスケット部で、試合のたびに、Dさんは、双眼鏡を持って試合会場で応援をしてくれました。長男の子供の女の子も体操を小学校1年からずっと続けており、その送迎をDさんがしてくれていたこともあり、やはり試合には双眼鏡を持って応援にきました。そして家族で声援を送りました。体操クラブに送ってくれた時などは、いつも、玄関で何十足もある生徒の脱いだ靴を揃えてくれていたそうで、先生や、他の保護者の方から「Mちゃんのおじいちゃんほんとうにいつも・・・」とお礼を言われていました。孫達4人の運動会にも、もちろん「ひげじいちゃん」は双眼鏡を片手に来て、一緒に応援をし、楽しみました。〇〇〇〇年に家を建て替えましたがその時も息子達と、一人暮らしをやめて一緒に暮



らそうとDさんに言っていました。そして新しい家の鍵をDさんは持って行きました。帰宅時にはその鍵を使用していましたし、私が食事を作ってみなに食べさせてから孫を送ってもらったりしていたのです。私達夫婦の部屋もあります。鍵を持っていったのは、帰る意志があるものだと信じておりました。22年前 私が病気で倒れ、h病院に入院した時は、主人は毎日、病室に泊まり込んで看病してくれました。息子や娘も家族がみな心配してくれ「この家族でよかった」と感謝いたしました。住民票変更も災害の時配給がないと聞かされ、戦争の体験から何度も言われるうちに不安になり変えてしまったのではないのでしょうか。相手が発覚してからすぐだったとも思います。相手の発覚のあと、「離婚はしない」と家族の前で断言していましたし、「こっちは妻であっちは彼女だ」とも言っていました。その後も話すたびに籍は抜かないと言っていたのでそのことは守られたと思います。息子のお嫁さんのお父さんの具合が悪い時にはとても気使ってくれましたし、お嫁さんのご両親、息子達と私共夫婦で旅行へも行きました。遺影を渡したのは、写真を見て心が痛まないか、よく考えて下さいと、渡しましたし、お仏壇も、主人の体が悪くなり側におきたいとたのまれ送ったのです。〇〇教の主人の母の遺骨は、〇〇のD家のお墓(注:「お暮」は誤記と認める。)にも半分入っておりますし、お墓の管理費も長期、収めております。主人は車に乗れるうちはずっと、ひざの痛い私を孫の送迎の合い間に毎週温水プールに連れていってくれていたのです。おかげ様で長い距離を散歩できるようになりました。娘は仕事の帰りによく〇〇でDさんと待ち合わせていたそうで、何も知らず「帰ってきて」

と言っていたらしいですが、いつもつらそうに「ひとりが気楽でいいから」と言われていたそうです。帰りたくても言い出せなかったのではと思いました。娘はそういう時、2人でスーパーへ行き、おすしを1人前渡したりしていたそうです。娘とDさんはお金の貸し借りをしていました。あとから娘に聞いたのですが、娘が貸すことが多く、余分に返してきては「ママに渡して」と言っていたそうです。娘は私の体のことを気使いあまり言いませんが、Dさんとは、連絡をよく取り続けており、「すまんなあ」とそのたびに聞かされたそうです。昨年〇月亡くなる前にa病院でも、娘に「すまんなあ すまんなあ」と言い続けたそうです。娘がDさんと連絡がとれず、仕方なく相手に電話をかけ何かあったら連絡をくれるようたのんだそうですが、電話1本くれなかったそうです。Dさんは住民票変更も、認知もしないと言っていましたのうそばかりでした。なんべんも言い聞かされているうちにいやだと言えなくなってしまう家に帰るとも言えなくなりました。「友達も誰もいなくなって、孤独になって一人ぼっちになってしまった」と、主人がこぼしているのを聞きました。孫には本当にやさしいひげいじちゃんで、いろいろとしてくれたのはうそではなかったと信じています。私にとっても 子供達にとっても孫達にとっても、なくてはならない家族として過ごしてきました。何度も何度も聞いていただき ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

- (10) 再審査請求代理人が審理期日において陳述した主な内容は、次のとおりである。

請求人とDは、昭和〇年春から、ゴルフ等の遊び仲間という形で付き合いを始め、昭和〇年〇月からb宅で同棲

を始めたものの、Dは、その頃はまだ利害関係人との生活もあり、二重生活であった。そして、昭和〇年〇月にKが生まれてからは、Dは完全にb宅で生活するようになったので、請求人はDとの事実婚関係を少なくとも同月から開始したものと考えている。

Hの結婚式の仲人もしてくれたD及び利害関係人共通の知人が、Dの病状を心配して、利害関係人にDのことを伝えたことから、利害関係人はDの居所を知ることとなった。

請求人はDに係る社会福祉法人eのサービス利用票（兼居宅サービス計画）の一部を提出しているが、Dは、平成〇年〇月以降、要介護状態区分が要介護1の期間を含め、提出している期間以外も社会福祉法人eによる同様の通所介護サービスを受けていた。

Dは、GやHと音信等を取ることはあっても、利害関係人との間では夫婦関係を維持継続するような音信・訪問等を、22年前の利害関係人の入院時の付添い以外に行っていないし、その付添いも、Hが付き添えなくなり、付き添う者がいないということで依頼されて行ったものである。

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 重婚的内縁関係が存在する場合には、死亡した者と内縁関係にあった者は、その者が死亡した者によって生計を維持していた事実のほかに、法律上の婚姻関係がその実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化している場合に限り、遺族厚生年金を受給することができる配偶者に当たるものと解されている（最高裁判所昭和58年4月14日第一小法廷判決・民集第37巻3号270ページ参照）。そして、保険者は、戸籍上の夫婦でない者を厚年法第3条第2項又は国民年金法第5条第7項にいう事実上婚姻関係と同様の事情にある者とする認定、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関

係の認定、未支給保険給付等の支給対象者に係る生計同一関係の認定等の取扱いについて、本件通知を定めており、届出による婚姻関係にある者が重婚的内縁関係にある場合の取扱いについては、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であり、したがって、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定するものとし、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」には、次のいずれかに該当する場合等が該当するものとして、取り扱うこととしている。

ア 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき

イ 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき

そして、「夫婦としての共同生活の状態にない」といい得るためには、次に掲げる全ての要件に該当することを要するものとしている。

ウ 当事者が住居を異にすること。

エ 当事者間に経済的な依存関係が回復して存在していないこと。

オ 当事者間の意思の疎通をあらゆる音信又は訪問等の事実が回復して存在していないこと。

また、本件通知では、事実婚関係にある者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を指す。）とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の2つの要件を備えることを要するも

のであることとしている。

カ 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること。

キ 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること。

そして、生計同一認定対象者・生計維持認定対象者が適格死亡者の配偶者であり、住所が適格死亡者と住民票上同一世帯に属しているときは、その者は、適格死亡者と生計を同じくしていた者に該当するとし、適格死亡者との生計維持関係が認められるためには、加えて、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであることが必要であるとしている。ただし、これにより生計同一・生計維持関係の認定を行うことが、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしている。

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らして、まず、Dと利害関係人との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたと認めることができなどうかを検討する。

前記1で認定した事実及び本件記録によれば、Dの死亡当時、Dと利害関係人との婚姻関係はその実体を全く失ったものとなっていたと認めるのが相当である。

すなわち、本件申立書B、別紙2及び審理期日における再審査請求代理人の陳述によれば、請求人は、昭和○年春からDと付き合い始め、昭和○年○月からDとb宅で同棲を始め、当初、Dは、利害関係人との夫婦生活もあり二重生活をしている状態であったが、昭和○年○月○日にKが生まれてからは、完全にb宅において請求人及びHと3人で家族として生活するようにな

り、その生活を続けていたところ、平成○年にDの知人がc宅に電話をしてDの所在を告げたことから、Hが、同年○月○日夜にb宅に来て、Dに対しc宅に戻るように言ってきたが、Dはc宅に戻る意志はない旨を返答したとし、病院での外泊許可などの関係において、Dの住民票上の住所がb宅でないと不自由なことがあったことから、同年○月○日にDの住民票をb宅に異動した旨を陳述している。そして、前記1(4)によれば、平成○年○月○日に、住民票上、Dがc宅からb宅に転入したことにより、同日以降、Dと利害関係人は住民票上の住所を異にすることとなったことが認められる。これに対し、利害関係人は、利害回答書において、Dとの別居開始時期について「平成○年頃からです 家に帰らない時がありました。が仕事だと理解していました。」、その他、意見等として「主人が家に帰らない時は仕事だと理解していました。居場所も教えてもらえず知りませんでした」、利害申立書においても、同居についての申立（別居していたこと理由）として「他に女性がいました。以前から家に帰らない時がありました。が、仕事だと理解しており、女性のことは全く知りませんでした。H○年頃知りましたが、知らない間に住民票の変更と、子供の認知をされていました。」、別紙3においても、「D家ではずっと普通にH○年○月に発覚するまで何も知らずに生活を送ってきた」、「H○年の運転ができるうちまでは、車でうちに帰って来ておりました。」とそれぞれ陳述していることが認められる。そうすると、利害関係人も、別居開始時期は平成○年頃としているものの、同年前においても、Dがc宅に帰らない時があったことについては是認していると認めるのが相当である。そして、Dが就労していたのは同人が70歳に達する平成○年○月までとされているところ（別紙2）、利害関係人

は、Dが83歳に達する平成○年に別居生活が始まったとし、その前からc宅に帰って来ないことがあったにもかかわらず、Dがc宅に帰って来ない理由を仕事のためであると理解していたとした上で、平成○年まで、Dに他に女性がいたことは全く知らず、Dの居場所についても教えてもらえず知らなかったとしているのである。さらに、利害書面A、利害書面B及び別紙3において記載されているDに関する記載のほとんどは、DとG、H及び孫との親子関係に基づくものであり（Dの死亡直前の入院時のことも、利害関係人ではなくGについて記載され、利害関係人による付添い・見舞いは確認できない。）、それら記載も伝聞形式での記載となっているものが多いことが認められ、夫婦関係に基づくものと思われる利害関係人とDとの関わりに係る記載に限定してみると、主なものは、22年前（平成○年頃と解される。）の利害関係人がh病院に入院した時のDによる泊まり込みによる看病、平成○年○月から平成○年○月までの毎週1回、Dが利害関係人を温水プールに連れて行ったこと、利害関係人がDから手渡しでお金を受け取っていたことなどにとどまるのである。これらを考え併せると、仮に、利害関係人とDが夫婦としての共同生活を継続していたとすると、上記の各書面における利害関係人の陳述は、Dがかなりの高齢になっても帰宅しない理由を仕事のためとして疑わず、Dの居所についても教えてもらわないまま放置し、請求人の存在も全く知らなかったとしていること、夫婦関係に基づくものと思われる利害関係人とDとの関わりに係る記載が少なく、Dの死亡直前の入院時の利害関係人による付添い・見舞いの記載すらないことなど、Dと利害関係人の夫婦関係は、極めて不自然かつ不可解なものといわざるを得ず、希薄ないし実体がない状態であったことがうかが

えるのである。さらに、前記1(7)ウ、エ、キ及びクによれば、Dは、平成○年○月○日に、脳血栓症及び脳塞栓症によりa病院に入院して、同年○月に同病院を退院し、g病院に転院して、リハビリテーションを継続していたところ、同年○月○日付けで、同年○月○日から介護保険制度において要介護状態区分等「要介護2」（薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力が低下し、手段的日常生活動作の介護に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。）と認定され、平成○年○月○日から同年○月○日までの間は「要介護1」と認定されたものの、同年○月○日以降は「要介護2」に継続して認定され、平成○年○月○日からは社会福祉法人eにおいて、午前9時30分から午後4時40分までの間、ほぼ週5日の頻度で通所介護サービスを受けていたことが推認されるのである。また、利害関係人は、利害申立書において、「亡くなる2年程前からは施設で会ったり電話で話したりしていました。」と陳述するものの、Dの具体的な病状・療養状況等については一切触れることなく、利害回答書では、Dとの音信・訪問等に係る時間とその回数について「車にのっているうちは週に数回家に帰ってきました。2年くらいまでと思います。平成○年○月○日頃から午後半日、週4日訪問 平成○年○月○日頃まで。」、利害申立書においても、音信・訪問の内容として「平成○年○月から○年○月までは夫婦で温泉プールに週1回通っていました。それも含め、平成○年頃（○月頃）からは午後週4日程、訪問がありました。平成○年○月頃まで。訪問時以外の連絡は電話でもらっていました。平成○年までは週2回、孫の体操教室へも送っていました。」と陳述し、Dからの送金・仕送り等の経済的援助についても、利害回答書では、手渡しにより「毎週帰って

る時は月に1回〇万円です。その後は年に1回〇万円です。平成〇年〇月〇日頃から平成〇年〇月〇日頃まで月に〇万円渡してもらっていました。月に〇万円はいただいていた。以前からの継続です。」、利害申立書においても、「H〇年〇月頃まで月に〇万円程度、生活費として、ずっと、手渡ししてもらっていました。その後は年に1回〇万円程度です。」と陳述しているところ、それら陳述を裏付ける信用するに足る資料の提出は一切ないことが認められるのである。そうすると、少なくとも、Dが脳血栓症及び脳塞栓症によりa病院に入院した平成〇年〇月〇日以降については、Dが、平成〇年〇月〇日までの間、週1回、利害関係人を温泉プールに連れて行ったり、c宅に帰宅する時に月1回、利害関係人に対し〇万円を手渡ししたり、平成〇年〇月までの間、週4回午後、c宅の利害関係人を訪問したり、平成〇年〇月以降は、年1回、利害関係人に対し〇万円を手渡ししたりすることができたとはいずれも認められず、利害関係人の陳述は、信ぴょう性が無いといわざるを得ないこととなる。加えて、利害関係人は、上記のとおり、Dは平成〇年〇月までは週4回、午後c宅を訪問していたとしながらも、平成〇年〇月にb宅に仏壇を送ったことについて、別紙3、利害書面A及び利害書面Bのいずれにおいても、Dの体調が悪くなった時に、Dから、仏壇を側に置いておきたいと頼まれたことから送った旨陳述するのである。仮に、Dが、週に4回、c宅を訪問し、利害関係人との夫婦としての共同生活の継続を望んでいたのであれば、Dはc宅に戻ることを前提として物事を考えるのが通例であるから、Dが「側にお仏壇を置いておきたい」と希望をすることは考えにくいし、そうした中、配偶者の両親に係る仏壇を別居している配偶者に送りつける行為自体、夫婦としての共同生活

が破綻状態に至っていると解するのが相当であるともいえるのである。以上見てきたところを総合すると、Dとの別居開始時期、Dとの音信・訪問及びDからの経済的援助に係る利害関係人の陳述は、いずれも、信用するに足る裏付けがなく、しかも、信ぴょう性がなく、信用できないというべきであり、Hが昭和〇年〇月に生まれていることをも考え併せれば、同年頃からDと利害関係人との別居状態が始まったと認めるのが相当であり、DとG及びHとの間に親子関係に基づく関わりがあったとしても、Dと利害関係人との間に、経済的依存関係及び意思の疎通をあらゆる音信又は訪問等の事実の反復が存在していたと認めることはできず、また、平成〇年頃、利害関係人の入院時にDが付き添いをしたからといって、それは2年前のことであり、Dの死亡当時においては、Dと利害関係人との間は、夫婦としての共同生活が行われていない状態が長期間継続し、その状態がそのまま固定化していた(上記(1)イに該当)と認めるのが相当であり、Dと利害関係人との婚姻関係はその実体を全く失ったものとなっていたと認めるべきである。

次に、請求人が、Dと生計を同じくした事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めることができないかどうかを検討するに、前記1(1)によれば、請求人とDの間に、昭和〇年〇月〇日にKが出生し、Dが平成〇年〇月〇日にKを認知していることが認められ、前記1(4)によれば、同月〇日に、住民票上、Dがc宅からb宅に転入したことにより、Dは、住民票上も請求人と同じくb宅を住所とし、Dの死亡の時まで、b宅において請求人を世帯主とする同一の世帯に属していることが認められる。また、前記1(7)に掲げた各資料からも、請求人とDが、Dの死亡の時まで、b宅において同居していたことが認められる。そして、本件

サービス計画書には、請求人がDの妻として記載されていることが認められ、前記1(7)オ及びカからも、各同意書に請求人がDの妻として署名していることが認められる。加えて、前記1(1)並びに(7)ア及びイによれば、請求人が、Dの死亡届を提出し、Dに係る葬儀の喪主を勤めていることも認められるのであるから、これらを考え併せれば、Dの死亡当時、請求人とDは、上記(1)カ及びキの要件を満たしていたと認めべきであり、請求人はDと事実上婚姻関係と同様の事情にある者と認められる。そして、Dの死亡当時、請求人は、Dと住民票上同一の世帯に属していたのであるから、Dと生計を同じくしていた者と認められる。また、請求人は、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものに該当するのであるから、Dによって生計を維持した者と認められる。

- (3) 以上によれば、Dの死亡当時において、Dと利害関係人との婚姻関係はその実体を全く失ったものとなっていたと認められ、請求人は、Dと生計を同一にし、かつ、Dによって生計を維持した事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認められるのであるから、請求人には、Dに係る遺族厚生年金及び本件未支給保険給付等が支給されるべきであり、これと異なる趣旨の原処分は、いずれも妥当でないから、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。